

平成 30 年度

尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業
特別会計予算書

平成30年度尾張都市計画事業小牧南土地地区画整理事業
特別会計予算総括表

歳 入

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	構 成 比
1 保留地処分金	64,000	83,000	△19,000	11.6%
2 使用料及び手数料	2	2	0	0.0
3 国庫支出金	56,700	48,000	8,700	10.2
4 繰入金	370,005	338,008	31,997	66.8
5 繰越金	1,000	1,000	0	0.2
6 諸収入	162	162	0	0.0
7 市債	62,300	64,800	△2,500	11.2
歳 入 合 計	554,169	534,972	19,197	100.0

歳 出

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	構 成 比
1 総務費	14,053	13,170	883	2.5%
2 事業費	323,930	320,715	3,215	58.5
3 公債費	215,186	200,087	15,099	38.8
4 予備費	1,000	1,000	0	0.2
歳 出 合 計	554,169	534,972	19,197	100.0

平成30年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業
特別会計歳入歳出予算整理表

歳 入

(単位 千円)

款	当初及び補正予算 議決年月日	当 初	第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号	第 5 号
		平成30年 3月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
1 保留地処分金	補正 現計	64,000					
2 使用料及び手数料	補正 現計	2					
3 国庫支出金	補正 現計	56,700					
4 繰入金	補正 現計	370,005					
5 繰越金	補正 現計	1,000					
6 諸収入	補正 現計	162					
7 市債	補正 現計	62,300					
歳 入 合 計	補正 現計	554,169					

歳 出

(単位 千円)

款	当初及び補正予算 議決年月日	当 初 平成 3 0 年 3 月 日	第 1 号 平成 年 月 日	第 2 号 平成 年 月 日	第 3 号 平成 年 月 日	第 4 号 平成 年 月 日	第 5 号 平成 年 月 日
	1 総務費	補正 現計	14,053				
2 事業費	補正 現計	323,930					
3 公債費	補正 現計	215,186					
4 予備費	補正 現計	1,000					
歳 出 合 計	補正 現計	554,169					

小牧市議会議案第 35 号

平成 30 年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別
会計予算

平成 30 年度小牧市の尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 554,169 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

平成 30 年 2 月 27 日提出

小牧市長 山下 史守朗

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 保留地処分金		64,000 千円
	1 保留地処分金	64,000
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 国庫支出金		56,700
	1 国庫補助金	56,700
4 繰入金		370,005
	1 一般会計繰入金	370,005
5 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
6 諸収入		162
	1 預金利子	1
	2 雑入	161
7 市債		62,300
	1 市債	62,300
歳 入 合 計		554,169

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		14,053 ^{千円}
	1 総務管理費	14,053
2 事業費		323,930
	1 事業費	323,930
3 公債費		215,186
	1 公債費	215,186
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		554,169

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	千円 62,300	証書借入 又は 証券発行	％ 4.5以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見直 しを行った 後においては、 当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えすることができる。
計	62,300			